

令和5年10月

家事事件手続等におけるウェブ会議等の運用開始日等について

家事事件手続等におけるウェブ会議等の運用開始日等が下記のとおり決まりましたので、お知らせします。

記

第1 運用開始日等について

1 家事調停手続

- (1) ア 対象庁 甲府、長野、新潟、奈良、和歌山、津、福井、金沢、富山、山口、鳥取、松江、佐賀、長崎、鹿児島、宮崎、福島、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知及び松山の各家庭裁判所本庁（以下「令和5年度導入庁」という。）

イ 開始日 令和6年2月9日（金）以降、各庁の準備に応じて順次

- (2) ア 対象庁 全ての家庭裁判所支部・出張所

イ 開始日 令和6年5月7日（火）以降、同年7月31日（水）までの間、各庁の準備状況に応じて順次

2 人事訴訟手続における争点整理等

- (1) 対象庁 全ての家庭裁判所本庁・支部

- (2) 開始日 令和5年12月20日（水）以降、各庁の準備状況に応じて順次

3 家事審判手続・子の返還申立手続・家事抗告手続

- (1) 対象庁 全ての高等裁判所本庁・支部及び家庭裁判所本庁・支部・出張所

- (2) 開始日 令和5年12月20日（水）以降、各庁の準備状況に

応じて順次

4 家庭裁判所調査官の調査

(1) 家庭裁判所本庁等

ア 対 象 全ての高等裁判所本庁・支部及び家庭裁判所本庁並びに東京家庭裁判所立川支部、大阪家庭裁判所堺支部及び福岡家庭裁判所小倉支部の家庭裁判所調査官の調査

イ 開始日 令和6年1月9日（火）以降、各庁の準備状況に応じて順次

(2) 家庭裁判所支部・出張所

ア 対 象 (1)のア以外の全ての家庭裁判所支部の家庭裁判所調査官及び千葉家庭裁判所市川出張所をてん補する家庭裁判所調査官の調査

イ 開始日 令和6年5月7日（火）以降、各庁の準備状況に応じて順次

第2 ウェブ会議で利用するアプリケーションについて

1 家事調停手続課

(1) Cisco Webex（以下「Webex」という。）の利用について

ア 令和6年2月9日（金）以降、令和5年度導入庁で利用可能とする。

イ 令和6年5月7日（火）以降、全ての家庭裁判所支部・出張所で利用可能とする。

(2) Microsoft Teams（以下「Teams」という。）の利用について

令和5年12月20日（水）以降、全ての高等裁判所本庁・支部及び家庭裁判所本庁・支部・出張所で利用可能とする。

なお、Webexの利用によるウェブ会議等の運用開始前の家庭裁判所における Teams を利用した家事調停手続としては、裁判官に

よる単独調停を想定している。

2 人事訴訟手続における争点整理等

令和5年12月20日（水）以降、全ての家庭裁判所本庁・支部で Teams の利用を可能とする。

3 家事審判手続・子の返還申立手続・家事抗告手続

(1) Teams の利用について

令和5年12月20日（水）以降、全ての高等裁判所本庁・支部、全ての家庭裁判所本庁・支部・出張所で利用可能とする。

(2) Webex の利用について

ア 令和5年12月20日（水）以降、令和3年度導入庁及び令和4年度導入庁（東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、大阪、京都、神戸、大津、名古屋、岐阜、広島、岡山、福岡、大分、熊本、那覇、仙台、札幌及び高松の各家庭裁判所本庁）で利用可能とする。

イ 令和6年2月9日（金）以降、令和5年度導入庁で利用可能とする。

ウ 令和6年5月7日（火）以降、全ての支部・出張所で利用可能とする。

4 家庭裁判所調査官の調査

(1) Teams の利用について

ア 令和6年1月9日（火）以降、全ての高等裁判所本庁・支部及び家庭裁判所本庁並びに東京家庭裁判所立川支部、大阪家庭裁判所堺支部及び福岡家庭裁判所小倉支部の家庭裁判所調査官の調査で利用可能とする。

イ 令和6年5月7日（火）以降、ア以外の全ての家庭裁判所支部の家庭裁判所調査官及び千葉家庭裁判所市川出張所をてん補する家庭裁判所調査官の調査で利用可能とする。

(2) Webex の利用について

家庭裁判所調査官の調査の運用が開始されており、かつ、家事調停手続における Webex の利用が開始されている庁において、家庭裁判所調査官の調査で利用可能とする。

以 上